

事業事前評価表
国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第三課

1. 基本情報

国名：ベトナム社会主義共和国（ベトナム）

案件名：新型コロナウイルス感染症対応支援借款（General Budget Support Program for Socio-economic Recovery and Development of Viet Nam Post-Covid-19 Pandemic）

L/A 調印日：2023 年 7 月 4 日

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における新型コロナウイルス対応の現状・課題及び本事業の位置付け

ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」という。）では、2020 年 1 月に新型コロナウイルス（以下、「COVID-19」という。）の感染者が初めて確認されて以降、即座に全国の教育機関を休校し、移動制限や商業活動制限を行った他、同年 4 月に全国規模の社会隔離を実施し、徹底した感染拡大対策で COVID-19 の抑え込みに成功した。その結果、ASEAN 諸国が軒並みマイナス成長を記録する中、2020 年は域内最高の 2.9% のプラス成長を記録した。しかし、2021 年 4 月以降は COVID-19 の感染拡大と行動規制等により、2021 年第 3 四半期（7～9 月）の成長率は▲6.2%（ベトナム財政省、前年同期比）を記録したため、2021 年 11 月に COVID-19 との共生路線「With コロナ政策」に転換、防疫規制を緩和し、経済・社会活動を再開した。その結果、COVID-19 感染は全国的に急拡大し、2022 年 3 月には 1 日当たりの感染者が 20 万人に達しピークを迎えた（累計感染者数は 1 千万人超、死者数 4.3 万人以上：9 月 12 日現在）ものの、2022 年第 3 四半期（7～9 月）は 13.7%（前年同期比）の成長を見せ、2022 年通年の成長率は 8% 程度を見込む。

失業率は近年 2% 台前半で推移していたものが 2021 年は 2.96% まで上昇した。また、2021 年は購買担当者景気指数（PMI）も 8 月に過去 16 カ月間で最低の 40.2 を記録し、経済成長への不安が高まった。かかる状況に対し、経済の回復・成長促進と社会安定化を目的に、ベトナム政府は 2022 年初に臨時国会でインフラ投資、減税、債務再編等を含む 240 兆ドン（100 億ドル）規模のコロナ対策パッケージ（国会決議 No. 43/2022/QH15）を決議し、その後約 350 兆ドン（150 億ドル）まで拡大している。コロナ対策パッケージも含めベトナム政府の一連のコロナ対応の支出の増加から 2021 年の財政収支は、214 兆ドン（対 GDP 比▲2.52%）を記録し、2022 年も通年で財政赤字に着地の見込み。財政省は 2023 年の財政赤字を約 430.5 兆ドン（対 GDP 比▲4.4%）と想定（内 157.4 兆ドン

はコロナ対策パッケージに起因)し、2023年のコロナ対策パッケージの財源として、①政府歳入拡大及び歳出圧縮、②国債発行(コロナ対策パッケージ以外含む。通年で400兆ドルを上限。)、③15億ドルを上限とした対外借り入れを行う方針。

日本は、日本・ASEAN 包括的経済連携協定(AJCEP)、日越経済連携協定(JVEPA)を通じ、ベトナムと密接な経済関係を有する。ベトナムにとり日本は輸出入それぞれ第3位(2020年)であり、第2位の外国直接投資元(1988年~2020年、累計認可額ベース)となっている。加えて、ベトナムは2018年の環太平洋パートナーシップ協定(CPTTP)、2020年の東アジア地域包括的経済連携協定(RCEP)、2022年のインド太平洋経済枠組み(IPEF)等に参加する等、日本企業の事業展開先、特に近年は中国に代わる生産拠点としての注目も高まっている。商工会登録企業数ではASEAN 最多(ハノイ803社、ホーチミン1041社。2022年12月現在)を数える。

こうした経済・社会的背景のもと、COVID-19感染拡大の影響を受けている貧困層、脆弱層への経済的支援、また、現地にて事業を行う本邦企業を含め、事業環境悪化により成長が抑制されている産業を支援するための政策が引き続き肝要であり、上記コロナ対策パッケージの財源となる15億ドルを上限とした対外借り入れに対応するものとしてベトナム政府から我が国に円借款での支援要請があった。

「新型コロナウイルス感染症対応支援借款」(以下、「本事業」という。)はベトナムのコロナ対策パッケージの実施に必要となる資金需要に対応し、財政支援を通じて、COVID-19感染拡大の影響を受けた生計への負担軽減及び経済回復・成長のためのベトナム政府による政策実施を支援するものである。

(2) 新型コロナウイルス対応に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け

対ベトナム社会主義共和国国別開発協力方針(2017年12月)では、重点分野として「成長と競争力強化」及び「ガバナンス強化」が掲げられており、市場経済制度の改善、財政・金融改革等の市場経済システムの強化を図るとともに、産業開発・人材育成を支援すること及び法制度の整備・執行能力の強化や行政の公正性・公平性・中立性・透明性の確保等の司法・行政機能強化のための取組みを支援することとしている。また、対ベトナム社会主義共和国JICA 国別分析ペーパー(2020年6月)においても、公共財政管理の強化や金融システムの改善等の経済構造改革に加え、改革を支える行政制度の改善が重要であると分析しており、本事業はこれら方針、分析に合致する。

我が国は、COVID-19のASEAN各国への影響を踏まえ、2020年4月14日のASEAN+3 特別首脳会合において、①感染症対策能力の強化、②ASEAN 感染症

対策センターの設立、③経済の強靱性の強化の3本柱での支援を表明している。加えて、本事業は世界的な COVID-19 による影響への対応を支援する観点から、「自由で開かれたインド太平洋」における平和と安定の確保に資するものである。

(3) 他の援助機関の対応

コロナ対策パッケージの財源確保に関して、ベトナム財政省は韓国輸出入銀行、世銀、ADB と協議を始めているが、首相府の承認済は本件のみ。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ベトナムにおけるコロナ対策パッケージの実施に必要な資金需要に対応し、COVID-19 感染拡大の影響を受けた生計への負担軽減及び経済回復・成長のためのベトナム政府による政策実施を財政支援を通じて支援し、もってベトナムの経済・社会の安定及び開発努力の促進に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ベトナム全土

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

ベトナム国民（人口約 98 百万人）

(4) 事業内容

COVID-19 の影響に対する経済・社会安定化策である国会決議 No. 43/2022/QH15 における政策を軸に、ベトナム政府と合意した①COVID-19 の生計への影響の軽減、②企業生産及び公共投資による成長の促進を柱とするポリシーマトリックス（別添）を策定し、財政支援を行うことで、ベトナム政府による経済・社会安定化策の実施を後押しするもの。また、ポリシーマトリックスで設定した政策アクションの着実な実施を促し、資金需要に応じた支援を実施するため、2 トランシェに分けた段階的な貸付実行を行う。各トランシェにおいて達成すべき政策アクションと達成の確認条件を定め、その進捗・達成状況を確認する。

(5) 総事業費

総事業費：50,000 百万円（うち円借款対象額：50,000 百万円）

(6) 事業実施期間

本事業の財政支援開始時期は、ベトナム政府がコロナ対策パッケージを国会決議した 2022 年 1 月とする。プライヤーアクションの達成は確認済であり、L/A 発効後速やかに第 1 トランシェの貸付実行を行う。第 2 トランシェの政策アクションの達成目標時期は 2023 年 9 月とし、政策アクション達成を確認後、貸付実行を行う。貸付完了（2023 年 9 月予定）をもって事業完成とする。

(7) 事業実施体制

- 1) 借入人：ベトナム社会主義共和国政府（The Government of Socialist Republic of Viet Nam represented by the Ministry of Finance of the Socialist Republic of Viet Nam）
- 2) 保証人：なし
- 3) 事業実施機関：ベトナム財政省（Ministry of Finance of the Socialist Republic of Viet Nam）
- 4) 運営・維持管理機関：ベトナム財政省が関係省庁・機関を取りまとめ、半年毎及び第 2 トランシェの政策アクション達成時にモニタリング会議を開催し、プログラムの進捗状況等を報告する。

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

実施中の技術協力「国際経験に基づく税務行政改善プロジェクト」（2020~2025）を通じて、本事業の政策アクション達成後の中長期的な政府歳入増のための効率的、効果的かつ公正な税務行政の促進を支援していく。また、ポリシーマトリックスの②企業生産及び公共投資による成長の促進に関し、公共投資手続きの効率化、迅速化を通じて、ベトナムでの JICA 事業の形成、実施管理の促進につながることを期待される。

2) 他援助機関等の援助活動

特になし

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：貧困対策・貧困配慮：ポリシーマトリックスの柱①で実施される施策は貧困層及び脆弱層への影響緩和を目的とするもの。

3) ジェンダー分類：【対象外】■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<分類理由>：本事業は COVID-19 の影響を受けた債務者への支援や少数民族及び山岳民族への低利融資では女性も対象者として想定されているものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組の計画に至らなかったため。

(10) その他特記事項

ポリシーマトリックスの柱②で実施される施策を通じて、二国間経済連携の

深化が促進される。また、民間投資の手続き、公共投資事業の計画、実施、支払いが改善することは、ベトナムにおいて事業を行う本邦企業、現地法人、その取引先の活動に資することが期待される。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) アウトカム (運用・効果指標)

指標名	基準値 (2021年実績値) 【コロナ対策パッケージ実施前】	目標値(2023年) 【コロナ対策パッケージ終了時*】
失業率(通年平均)	2.96%	2.96%未満
GDP成長率(通年平均)	2.58%	5%以上
公共投資執行額	417.7兆ドン	500兆ドン以上

*コロナ対策パッケージを軸にポリシーマトリックスを作成しており、右パッケージの適用期間は2022年1月から2023年12月までであるため目標値は2023年とする。

(2) 定性的効果

ベトナムの経済・社会の安定、企業の経済活動の維持・成長

(3) 内部収益率

プログラム型借款案件のため内部収益率は算出しない

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし

(2) 外部条件：特になし

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

東南アジア三カ国向け緊急財政支援借款(フィリピン「緊急財政支援円借款」、インドネシア「気候変動対策プログラムローン(II)(景気刺激支援)」、ベトナム「第8次貧困削減支援借款(景気刺激支援)」)の事後評価結果では、緊急財政支援の目的の一つが、危機への迅速な対応を促すための速やかな資金供与を行うことであるとすれば、支援供与のタイミングが非常に重要であり、可能な限り、支援供与までの手続の簡素化を図るとともに、機動的かつ柔軟な仕組みとしておくことが望ましく、具体的には、緊急財政支援の目的に鑑み、財政計画(資金需要)と危機に対応した景気刺激策の2点を確認することで供与を可能とするといった工夫の余地はあると思われるとの教訓が得られている。

上記を踏まえ、本事業では、迅速性の観点から、既にベトナムが策定・実行に移している国会決議 No. 43/2022/QH15 を基にポリシーマトリックスを策定することにより、迅速かつ実効的な COVID-19 対策の促進を図る。

7. 評価結果

本事業は、ベトナムの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、また、財政支援を通じて COVID-19 の影響に対する経済・社会の安定化に資するものであり、SDGs ゴール 1（貧困の撲滅）、ゴール 2（飢餓の撲滅）、ゴール 3（健康な生活の確保と福祉の推進）、ゴール 8（包摂的かつ持続可能な経済成長）及びゴール 10（不平等の是正）に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完成 2 年後 事後評価

以 上

新型コロナウイルス感染症対応支援借款 ポリシーマトリックス

政策課題	政策目的	プレイヤーアクション/第1 トランシェ *達成済	政策アクション2/第2 トランシェ *達成目標時期：2023年9月
①COVID-19の生計への影響の軽減	ベトナム社会政策銀行（VBSP）	6%以上の借入利息の与信先を対象とした利息補助 (2023年12月末まで。)	VBSPがコロナ対策パッケージに係る施策を実施するための資金を含めた VBSP 資金確保のための国債発行による予算措置(2023年単年及び2023年～2025年)
	による貧困・脆弱層への支援	COVID-19により1か月以上休校を余儀なくされた民間教育機関への融資	
		少数民族、山岳地帯の住民への低利融資の実施(2021年～2030年)	
②企業生産及び公共投資による成長の促進	企業への優遇策による生産促進	農業、建設、製造、中小企業など COVID-19 の影響を受ける特定セクターにおける消費税、法人税、賃料等の繰り延べ (2022年12月末まで)	農業セクター、農村地区の需要に応えるため農業銀行（Agribank）の増資
		重要産業における借入利息補助 (2023年12月末まで。利息の2%を補助)	
		経済特区の従業員の住居手当に対する補助(2022年6月末まで)	

	事業環境の整備		AJCEP、VJEPA の施行によりベトナムにおける日本製品へ優遇関税の適用 会計・請求手続き関連に係るオンラインプラットフォームの促進
	インフラ開発促進	優先プロジェクトを特定し、適切な予算配分・効率的な実施促進	公共及び民間投資の手續の簡素化 公共投資の監理、検証の強化
		優先セクター（交通インフラ、情報テクノロジー、気候変動、防災など）への投資配分	ODA の案件形成、実施監理の向上に向けた MOF、MPI、越側関係機関及び JICA による会議の実施
	コロナ対策パッケージ実施のための予算配分	コロナ対策パッケージを実施するにあたり十分な予算の確保	コロナ対策パッケージを実施するにあたり適切な投資資金の投下
	コロナ対策パッケージの効率的な実施		コロナ対策パッケージの実施状況レビュー